



報道関係者各位

## エコマーク「使用済紙おむつを再生利用した製品」 認定基準（案）の意見募集（パブリックコメント）を実施

公益財団法人日本環境協会（所在地：東京都千代田区、理事長：新美 育文）が運営するエコマークは、新たに策定する「使用済紙おむつを再生利用した製品」認定基準（案）について、幅広く消費者・事業者の皆様方からご意見を聞くために、3月14日付で認定基準案を公開し、意見募集（パブリックコメント）を実施しますので、お知らせいたします。

### ◇No.168 「使用済紙おむつを再生利用した製品 Version1」認定基準(案)について

使用済紙おむつの処理は地方公共団体でも課題となっています。特に、超高齢化社会が到来し、乳幼児用と比べ、容量が大きい大人用紙おむつの排出量が増大し、2015年度において5%だった一般廃棄物に占める紙おむつの割合は、2030年度には7%程度になるとの推計もあり、紙おむつの適正処理・再生利用等は社会的に喫緊の課題となっています。エコマークでは、循環型社会の形成や温室効果ガスの削減などの環境負荷低減につなげると共に、消費者の環境意識の向上も期待できるため、回収した使用済紙おむつを材料としてリサイクルする取り組みに着目して、使用済紙おむつを再生利用した製品に特化した認定基準（案）を策定しました。認定基準の策定により、リサイクル製品の開発の取り組みを進める事業者の後押しを行い、循環の輪を広げていくことが期待されます。

#### <認定基準(案)のポイント>

- ・使用済紙おむつを再生利用している製品の実用化はまだ少ないため、リサイクル製品中の使用済紙おむつ由来のリサイクルパルプ、再生プラスチックの質量割合の基準配合率（主要材料の紙またはプラスチック中の）は10%以上に設定しました。
- ・紙おむつから紙おむつへの水平リサイクルは、高度なリサイクルとして促進させるために、使用済紙おむつ由来のリサイクルパルプ、再生プラスチックの質量割合の基準配合率を5%以上に設定しました。
- ・使用済紙おむつのリサイクル製品を普及させるために、消費者が懸念する汚物由来の有害成分（大腸菌）の除去を基準化しました。また、リサイクル処理工程における、選別・洗浄(汚物等の適切な除去含む)、消毒・殺菌などの衛生処理工程についても、要件を定めました。
- ・使用済紙おむつのリサイクル製品への理解と分別排出等を促進させるため、情報提供として、使用済紙おむつを再生利用していることだけに留まらず、配合率を製品パッケージなどに表示することを要件としました。

- 認定基準案とご意見の募集：<https://www.ecomark.jp/nintei/public/>
- ご意見の受付期間： 2025年3月14日（金）～4月12日（土）
- 認定基準の制定予定日： 2025年5月15日（木）
- ご意見送付先： エコマーク事務局 E-mail: [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課 担当：漣（さざなみ）  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階 TEL：03-5829-6284

## エコマークについて

国際標準化機構の規格 ISO14024 「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる製品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

2025年3月時点で、認定商品数は約53,807点、認定取得企業は1,489社です。「エコマーク」は、公益財団法人日本環境協会の登録商標です。

エコマーク事務局ウェブサイト：<https://www.ecomark.jp/>